

No	分類	NRAコメント	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
1	整理資料への記載方針	再処理施設の方は既にあるものを共用されることにより影響がないことがメインであるが、廃棄物管理施設では今までなかったもの共用することで増やすような形になる。そのところを申請書でどう書こうとしているのか説明が必要。具体的には、廃棄物管理施設オリジナルとして説明しなければならないものと、再処理施設で基準適合しているものを使用することで説明を省くことしているものがあれば、申請書でどう書いているので既許可の記載が変わらないという説明を受けなければならない。中身自体がどうこうというよりは書きぶりとして整理すること。	ヒアリング (2022/6/22)	(2021/6/25) 整理資料(本文、第2表)	「整理資料 第2表 本変更による事業許可基準規則(第二条から第十九条)への適合性の確認結果について」に、「本変更による既許可事項への影響」欄を追加し、既許可の設計方針等が変わらない理由を追記する。 また、「整理資料 2. 変更の内容」に、上記に対する申請書への記載箇所を添付書類五の「1.6.9「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合」として以下のとおり反映する旨を追記する。 ・新たに共用する設備がある条文について、共用を考慮して適合する旨を追記 ・第1貯蔵系を共用しても、廃棄物管理施設の既許可の設計方針等に変更がない条文について、その理由を追記	2022.6.30提出資料に反映 ・廃棄物 整理資料(本文(2、表1、4、第2表)、補足説明資料2(3))
2	整理資料への記載方針	既許可の18条整理資料において、火災感知設備へ予備電源から給電することとしている。第1貯蔵系で共用する火災感知設備等についても、それに従った対応が必要であり、既許可の廃棄物管理施設側の予備電源から給電するのか、再処理側から給電するのか、蓄電池等で対応するのか整理すること。	ヒアリング (2022/6/22)	(2021/6/25) 整理資料(本文、第2表)	第1貯蔵系で共用する火災感知設備に対する予備電源は、再処理施設の運転予備用ディーゼル発電機であることから、当該設備を共用する方針を追記する。	2022.6.30提出資料に反映 ・再処理 整理資料(本文(2、表1、4、第1表及び第2表)、補足説明資料1(3及び添付資料1)並びに補足説明資料3) ・廃棄物 整理資料(本文(2、表1、4、第1表及び第2表)、補足説明資料1(3及び添付資料1)並びに補足説明資料3)